

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-290893

(P2005-290893A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

(51) Int. Cl.⁷

E04H 3/08

F I

E O 4 H 3/08

テーマコード (参考)

Z

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2004-109178 (P2004-109178)	(71) 出願人	501192336 青山 恵一 岐阜県各務原市東山2丁目16番地
(22) 出願日	平成16年4月1日(2004.4.1)	(74) 代理人	100098224 弁理士 前田 勲次
		(72) 発明者	生座本 磯美 静岡県浜松市高丘北1丁目7-2B
		(72) 発明者	桃井 俊治 静岡県浜松市高丘北1丁目7-2B
		(72) 発明者	青山 恵一 岐阜県各務原市東山2丁目16番地

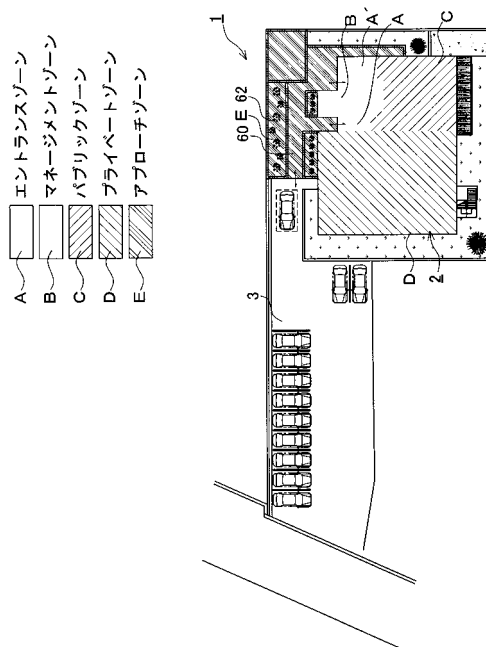
(54) 【発明の名称】 高齢者介護用建物

(57) 【要約】

【課題】 高齢者に拘束感を与えたり、帰宅願望を引き起こさせたりすることがなく、高齢者が外に出てしまっても建物から外に出て行ってしまふことを防ぐことが可能な高齢者介護用建物を提供する。

【解決手段】 高齢者介護用建物1は、高齢者に対して介護サービスを行うための建家2の内部から玄関出入口40を介して外を見た際に、外の景色を明確には視認不可能とする遮蔽手段62と、遮蔽手段62によって、少なくとも左右の両側に分岐して設けられた通路60とを有するアプローチゾーンEを備えるものである。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

外構の一部をなし、屋内から出入口を介して外を見た際に、外の景色を明確には視認不可能とする遮蔽手段と、

該遮蔽手段によって、少なくとも左右のいずれか一方に曲げられた通路とを有するアプローチゾーンを備えることを特徴とする高齢者介護用建物。

【請求項 2】

前記通路は、

長さが 10 ~ 20 m の範囲であることを特徴とする請求項 1 に記載の高齢者介護用建物

10

【請求項 3】

前記通路は、

人体を検知して、前記建家の職員に知らせる検知手段を備えることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載の高齢者介護用建物。

【請求項 4】

前記出入口を有するエントランスゾーンと、

該エントランスゾーンに隣接し、該エントランスゾーンから出入りすると共に、該エントランスゾーンを通過する人を視認可能とし、建物の管理及び事務的な業務を行うマネージメントゾーンと、

前記エントランスゾーン及び前記マネージメントゾーンとに隣接し、前記エントランスゾーンを通過して出入りする、建物の職員及び入居している高齢者の共有空間となるパブリックゾーンと、

20

該パブリックゾーンと隣接し、該パブリックゾーンから出入りすると共に、前記アプローチゾーン、前記エントランスゾーン、及び、前記マネージメントゾーンとは、直接出入り不能とされ、入居している高齢者の個人的な空間となるプライベートゾーンとをさらに備えることを特徴とする請求項 1 から請求項 3 までのいずれか一つに記載の高齢者介護用建物。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、高齢者に対して種々のサービスを提供するための高齢者介護用建物に関するものである。

30

【背景技術】**【0002】**

従来より、高齢者に対して種々の建物を設け、その建物を利用することで種々のサービスが受けられるようになっている。そのサービスの受け方として、自宅等に居住しながら、サービスを受ける時だけ建物を利用する所謂、デイサービスと、サービスを受ける建物に入居する、入居型のサービスとがある。これらのサービスは利用者の心身的な状態に応じて異なっており、その心身的状態としては、例えば、脳梗塞等の後遺症による身体的障害、痴呆等による生活障害、等がある。そして、これら障害の種類や障害の度合に応じて、介護サービスの内容が異なるものとなっており、蓋然的に、建物もその介護サービスの内容によって異なるものとなっている。

40

【0003】

そのため、入居型の建物として、例えば、介護サービスを必要としない場合は、「ケアハウス」、「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム（以下、特定施設と称す）」等があり、介護サービスが必要で治療の必要のない場合は、「特別養護老人ホーム」、治療や看護が常時必要な場合は、「介護療養施設（老人病院）」、その他として、特に痴呆性の高齢者を対象とした、「痴呆性高齢者グループホーム」、等のように建物が分かれており、夫々の建物で行われる介護サービスの内容に対応した機能を有するように建物が建てられていた。

50

【0004】

出願人は、本願出願時において、以上の従来技術が記載されている文献を知見していない。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、これらの従来建物では、建物を利用している高齢者、高齢者を介護する職員、又は、付添いやお見舞いで訪れる高齢者の家族などが、単に建家に入出入りしやすいように構成されていたり、高齢者が建家まで長い距離を移動しなくてもよいように玄関付近まで自動車で乗り付けることが可能な構成とされていたりしていた。このため、建家内の高齢者が居間や廊下から容易に玄関や出入する人などを見ることが可能であったり、玄関を介して容易に門や街・道路などの外の景色を容易に視認することが可能であったりすることが多かった。この場合、高齢者によっては、玄関や門扉を直接見ることによって、或いは、玄関や門を出入する人を直接見て自分の親族・知り合いと思ってしまうことによって、外へ出たい、或いは、家に帰りたいという帰宅願望に駆られる虞があった。

10

【0006】

また、例えば、建家の出入口となる玄関から道路など建物の外側までの通路が直線的に設けられていることがあった。この場合、高齢者が職員の目が離れている際に建家の外に出ると、そのまま玄関の出入方向を直進して短い間に建物の外側に出てしまう虞があった。特に痴呆性高齢者の場合、建物の外へ一人で出ると、車などに対する危険について認知力が低下しているため対応できず、事故に遭う可能性が高い。また、自分のいる場所が判らなくなり、建物に自力で帰ってこれない可能性も高い。

20

【0007】

ここで、建物の各出入口に常に鍵を掛けておけば、痴呆性高齢者が外に出て行ってしまいうことを確実に防止できると考えられるが、これにより、高齢者に拘束感を与える虞があった。

【0008】

そこで、本発明は、高齢者に帰宅願望を引き起こさせたり、拘束感を与えたりすることがなく、職員の知らないうちに高齢者が外に出て行ってしまいうことを防ぐことが可能な高齢者介護用建物の提供を課題とするものである。

30

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記の課題を解決するため、本発明にかかる高齢者介護用建物は、外構の一部をなし、屋内から出入口を介して外を見た際に、外の景色を明確には視認不可能とする遮蔽手段と、該遮蔽手段によって、少なくとも左右のいずれか一方に曲げられた通路とを有するアプローチゾーンを備えるものである。

【0010】

ここで、高齢者介護用建物としては、建家の他に、建家に付随する庭・駐車場・外構なども含むものであり、特定施設やグループホームに加え、将来的に特定施設やグループホームなどになることを前提とした住宅・マンション・アパートなども例示できる。

40

【0011】

また、遮蔽手段としては、高齢者が屋内から、その出入口を介して外を見た際に、外の景色が明確には視認不可能となれば、具体的な構成を何ら限定するものではないが、例えば、花壇、植栽、壁、塀、生垣、柵、格子、オブジェ、フェンス、等を単独又は複数組合わせたものを挙げるができる。

【0012】

したがって、本発明の高齢者介護用建物によれば、高齢者が屋内から出入口を介して外を見ても、外構の一部をなす遮蔽手段に遮られて外の景色を明確に視認することができなくなると共に、出入口から外へ出ても、遮蔽手段に遮られてそのまま直進することができず、曲がらなくてはならなくなるアプローチゾーンを備えるものである。

50

【0013】

これにより、外の景色などを見ることによって高齢者が帰宅願望を引き起こすのを抑制することが可能となる。特に痴呆性高齢者の場合は、帰宅願望により周辺症状を誘発して混乱状態となることを防止できる。ここで、「周辺症状」とは、痴呆の中核的な障害である「記憶障害」「見当障害」「認知障害」があり、これらの障害にともなって現れてくる症状のことを言い、周辺症状として、「抑うつ」、「せん妄」、「幻覚」、「妄想」、「暴言」、「暴力」、「徘徊」、「異食」等の症状が挙げられる。

【0014】

また、高齢者が、職員が目から離れている際に建家の出入口から外側へと出てしまっても、遮蔽手段により通路が曲がっているため、その曲り角で、立ち止まらせたり、速度を落とさせたりすることが可能となり、その間に職員などが追いついて高齢者を保護することができる。

10

【0015】

さらに、上記の効果奏するアプローチゾーンを備えたことにより、敷地の出入口となる門や建家の出入口などを常に閉塞して鍵を掛ける必要がなく、それにより高齢者に対して拘束感を与えるのを抑制することができる。

【0016】

本発明にかかる高齢者介護用建物は、上記の構成に加え、前記通路は、長さが10～20mの範囲であるものであってもよい。

【0017】

したがって、本発明の高齢者介護用建物によれば、通路の長さを10～20mの範囲としたもので、これにより、建家の出入口から出た高齢者が通路を通過して外に出る時間をかせぐことが可能となり職員が対応して高齢者が建物の外に出てしまうことを防ぐことができる。なお、通路の長さの範囲を10～20mとしたのは、通路の長さが10mより短いと通路の距離が短くなって職員の対応が遅れて高齢者が建物の外側に出てしまったり、高齢者が外まで近いと感じて進んでしまったりする可能性が高まるからである。また、通路の長さが20mより長いと通路の距離が必要以上に長くなり、現実的ではなくなるためである。

20

【0018】

本発明にかかる高齢者介護用建物は、上記の構成に加え、前記通路は、人体を検知して、前記建家の職員に知らせる検知手段を備えるものであってもよい。

30

【0019】

ここで、検知手段としては、通路において人体を検知できるものであればよく、具体的な構成を何ら限定するものではないが、例えば、物体の有無を感知する赤外線センサや焦電センサ等の種々のセンサを用いて構成したり、物体を撮像するCCDカメラなどの監視カメラを用いて構成したり、或いは、通路の端に設けられた門扉の開閉を検知するセンサを用いて構成してもよい。

【0020】

したがって、本発明の高齢者介護用建物によれば、アプローチゾーンの通路上の人を検知して、職員に知らせるもので、これにより、特に、職員の知らない間に高齢者が建家の出入口から出ても、検知手段により検知して、職員に知らせることができるので、高齢者が職員の知らないうちに建物の外に出て行ってしまいうことを確実に防止できる。

40

【0021】

また、本発明にかかる高齢者介護用建物は、上記の構成に加え、前記出入口を有するエントランスゾーンと、該エントランスゾーンに隣接し、該エントランスゾーンから出入りすると共に、該エントランスゾーンを通過する人を視認可能とし、建物の管理及び事務的な業務を行うマネジメントゾーンと、前記エントランスゾーン及び前記マネジメントゾーンとに隣接し、前記エントランスゾーンを通過して出入りする、建物の職員及び入居している高齢者の共有空間となるパブリックゾーンと、該パブリックゾーンと隣接し、該パブリックゾーンから出入りすると共に、前記アプローチゾーン、前記エントランスゾ

50

ン、及び、前記マネージメントゾーンとは、直接出入り不能とされ、入居している高齢者の個人的な空間となるプライベートゾーンとをさらに備えるものであってもよい。

【0022】

ここで、エントランスゾーンとしては、所謂、玄関に相当するもので、土間、上り、上り框、玄関ホール、階段、階段ホール、エレベータ、エレベータホール、等を含めることができる。なお、エントランスゾーンは、周囲を壁及び扉で囲まれているものとする。マネージメントゾーンとしては、具体的な構成を何ら限定するものではないが、例えば、建物や入居している高齢者の管理などを行う事務所や、来客の対応などを行う相談室、職員が休憩したり仮眠を取ったりする仮眠室、収納スペースとなる倉庫、等を含めることができる。

10

【0023】

また、「エントランスゾーンを通過する人を視認可能」とは、エントランスゾーンとマネージメントゾーンとの間を仕切る壁に窓等を設けて、マネージメントゾーンからエントランスゾーンを通過する人を視認することができるものであれば、特に限定するものではない。また、エントランスゾーンとマネージメントゾーンとを出入りする出入口の扉に窓を設けてもよい。

【0024】

さらに、パブリックゾーンとは、職員と入居している高齢者の共有の空間であって、具体的な構成を何ら限定するものではないが、例えば、居間、座敷、台所、食堂、浴室、脱衣室、トイレ室、洗面所、倉庫、厨房、通路、等の他、デイサービス等を行うための脱衣室、浴室等も含めることができる。なお、居間とは、ここでは、洋風の居間のことを指し、ソファ等が設置されている場所のことを指す。

20

【0025】

また、プライベートゾーンとしては、具体的な構成を何ら限定するものではないが、例えば、居室、トイレ室、洗面所、浴室、脱衣室、倉庫、洗濯室、通路、等を含めることができ、入居している高齢者の個人的な空間であり、無用に職員が出入することのない空間である。なお、居室内にトイレ室や洗面所を設けるようにすることもできるが、その場合は、トイレ室や洗面所が予め脱着可能に設けることが望ましい。

【0026】

したがって、本発明の高齢者介護用建物によれば、建家エントランスゾーン、マネージメントゾーン、パブリックゾーン、及び、プライベートゾーンとで構成し、エントランスゾーンの外側にアプローチゾーンを備えたもので、建物に出入りするには必ずアプローチゾーンを通らなければならない。ここで、マネージメントゾーンからはエントランスゾーンを通る人を視認することができるので、マネージメントゾーンに居る職員は、建家の中へ或いは建家の外へ出入る人を視認することができるので、人の出入りを管理することができるので、建家に関係ない人が建家内に入ることを防止することができる。また、無断でエントランスゾーン、アプローチゾーンへ高齢者が出て行ってしまいうのを確実に視認することができる。

30

【0027】

また、マネージメントゾーンへ用事のある業者や、入居している高齢者の関係者等が、高齢者のいるパブリックゾーンやプライベートゾーンに入ったりすることがないので、高齢者にとっては、職員や他的高齢者以外の知らない人が入ってくるということがないので、安心してパブリックゾーンやプライベートゾーンにいらることができ、高齢者が、それらの業者などを見るということがないので、不安になったり、帰宅願望を引き起こしたりすることを防止することができる。

40

【0028】

なお、エントランスゾーン、マネージメントゾーン、パブリックゾーン及び、プライベートゾーンとで一つのユニットを構成とすることで、建物全体にまとまりを持たすことができ、建物の規模を比較的小規模なものとするることができる。そのため、都心部や住宅地等の広い用地の確保が難しい場所でも建設することができるので、高齢者が長年住みなれ

50

た地域内に建設することで、入居に伴う高齢者の戸惑いや不安を抑制することができ、住みやすい環境とすることができる。

【発明の効果】

【0029】

以上のように、本発明は、高齢者に帰宅願望を引き起こさせたり、拘束感を与えたりすることがなく、職員の知らないうちに高齢者が建物の外に出て行ってしまふことを防ぐことが可能な高齢者介護用建物を提供できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0030】

以下、本発明の一実施形態である高齢者介護用建物について、図1及び図2に基づき説明する。図1は、高齢者介護用建物の構成を示す平面図である。図2は、高齢者介護用建物のアプローチゾーンと建家の1階との構成を示す平面図である。

10

【0031】

この高齢者介護用建物1は、図1に示すように、出入口となるエントランスゾーンA、A'と、事務的な業務を行うマネジメントゾーンBと、職員と高齢者の共有空間となるパブリックゾーンCと、高齢者の個人的な空間となるプライベートゾーンDとでユニットを構成する建家2と、建家2のエントランスゾーンA、A'に隣接するアプローチゾーンEと、アプローチゾーンEに隣接し自動車を駐車するための駐車場3とを主に備えるものである。なお、本例では、高齢者介護用建物1をグループホームとして用いた場合について説明する。また、建家2を1階と2階とで二つのユニットからなるものとして説明する

20

【0032】

プライベートゾーンDには、高齢者の個人的な空間となるものであり、図2に示すように、高齢者が寝泊りする九つの居室10と、トイレ室11と、洗面所12と、脱衣室13と、浴室14と、洗濯室15と、倉庫16とを主に備えている。本例においては、パブリックゾーンCとプライベートゾーンDとの出入口は、1カ所設けられている。そしてパブリックゾーンCとの出入口から通路17が設けられており、ここを通過して各部屋まで行き来することが可能となっている。なお、上下方向に延びる通路17の上端には駐車場3に出入りする非常口(図示しない)が設けられている。非常口は、緊急時に使用するものであり、普段の生活においては、高齢者や職員が利用することはない。

30

【0033】

パブリックゾーンCは、高齢者や職員の共有の空間であり、特別の事情の無い限りその他の者は入ることがないとされており、居間20と、座敷21と、台所22と、食堂23とを主に備えている。パブリックゾーンCには、プライベートゾーンDとの境に前述の出入口が設けられているとともに、エントランスゾーンAとの境に、出入口44が設けられており、この出入口44の扉を開けることで、パブリックゾーンCからエントランスゾーンAへ、あるいはその逆の、エントランスゾーンAからパブリックゾーンCへと出入りすることが可能となる。なお、本例においては、パブリックゾーンCには、特別な事情が無い限り、職員と高齢者のみが入れるものとされている。

【0034】

このパブリックゾーンCの居間20には、ソファ24、及び、テレビ25が設置されている。このテレビ25の画面の向きは、エントランスゾーンAとの出入口44の方向へ向くように設置されており、ソファ24は、そのテレビ25の画面の方を向くように配置されている。なお、本例では、居間20から庭に出入りすることのできる出入口(図示しない)も設けられている。

40

【0035】

台所22は、職員及び高齢者が簡単な調理などを行なえるようになっている。この台所22を挟んで食堂23が設けられており、この食堂23には、複数のテーブル26と椅子(図示しない)が備えられている。また、食堂23の出入口44側には、壁27が設けられており、出入口44を入ってすぐに食堂23や居間20等が見えないようになっており

50

、あるいはその逆に、食堂 23 や居間 20 等から視線を変えるだけでは出入口 44 が見えないようになっている。

【0036】

パブリックゾーン C には、さらに、洗面所 28 と、厨房 29 とが設けられている。厨房 29 は、職員及び高齢者が共同で利用できるようになっている。なお、本例では、厨房 29 からアプローチゾーン E の通路に出入りする出入口 (図示しない) も設けられているが、これは、職員が主に利用するものであり、高齢者には判り辛いものとなっている。

【0037】

エントランスゾーン A は、1 階に設けられているユニットのエントランスゾーンであり、パブリックゾーン C との境に前述の出入口 44 が設けられているとともに、アプローチゾーン E との境に玄関出入口 40 が設けられている。エントランスゾーン A は、パブリックゾーン C の出入口 44 から入るとホール 42 が設けられている。このホール 42 には、マネジメントゾーン B の事務室 30 へ出入りする事務室出入口 43 が設けられている。また、ホール 42 の先には、玄関 41 が設けられており、玄関出入口 40 からアプローチゾーン E へと出入りすることが可能である。

10

【0038】

また、エントランスゾーン A' は、2 階に設けられているユニットのエントランスゾーンであり、通常、1 階のユニットで生活する高齢者が出入りすることはない。エントランスゾーン A' は、アプローチゾーン E のポーチ 64 を介して玄関出入口 45 から入ると玄関ホール 46 が設けられており、この玄関ホール 46 には左側に 2 階へ上がるためのエレベータ 47・階段 48 や、収納スペースとなるロッカー 49 など設けられている。また、玄関ホール 46 には、ロッカー 49 と対向する位置に、マネジメントゾーン B の事務室へ出入りする事務室出入口 50 と、玄関出入口 45 の出入方向 P を最も奥まで進んだ位置に、パブリックゾーン C へ出入りする食堂出入口 51 とが設けられている。なお、食堂出入口 51 は、1 階のユニットで生活する高齢者が出入しないように、例えば、壁と扉とを区別が付き難くいように同じような感じにすると共に、扉の取っ手なども判り難い構造としている。

20

【0039】

マネジメントゾーン B は、エントランスゾーン A の事務室出入口 43, 50 から出入りする事務室 30 を備えている。事務室 30 とエントランスゾーン A 及びアプローチゾーン E とを隔てている壁、詳しくは、事務室 30 と、ポーチ 63, 64, 玄関 41, 玄関ホール 46 とを隔てている壁には、それぞれ 4 つの小窓 (図示しない) が設けられており、ポーチ 63, 64, 玄関 41, 玄関ホール 46 を通過する人を事務室 30 の内部から視認することが可能である。マネジメントゾーン B には、このほか、事務室 30 から利用可能な倉庫 31・トイレ室 32 などが設けられている。

30

【0040】

アプローチゾーン E は、図 2 に示すように、建家 2 の玄関 41 に隣接しているものであり、建家 2 に出入する人が通る通路 60 と、その通路 60 の端に設けられ、敷地への出入口となる門 61 と、外構の一部をなし、建家 2 の内部から玄関出入口 40 を介してその出入方向を見た際に、敷地の外の景色が明確には視認不可能とする遮蔽手段 62 とを主に備えている。

40

【0041】

通路 60 は、建家 2 の玄関出入口 40 から、玄関先の屋外にあって上部が屋根で覆われているポーチ 63 を介して、玄関出入口 40 の出入方向 (矢印 P) に対して左右両側に分岐して設けられている。また、通路 60 は、玄関出入口 40 から門 61 までの長さが約 1.2 m である。また、通路 60 の両側はレンガで仕切られており、この通路 60 の周囲に、花壇 65、植栽 66、菜園 67 などが設けられている。

【0042】

門 61 は、通路 60 において出入方向 P から図中左側に曲がった方の端に設けられており、駐車場 3 とアプローチゾーン E との出入口となっている。この門 61 には、検知手段

50

が設けられており、人が門扉を開閉して門 6 1 を通過すると検知手段がこれを検知し、建家 2 の内部にいる職員等に知らせようになっている。

【 0 0 4 3 】

遮蔽手段 6 2 は、建家 2 のエントランスゾーン A から玄関出入口 4 0 を介して外を見た際に、敷地の外の景色が明確には視認不可能とするものであり、植栽 6 6、網状のフェンス 6 8 などによって構成されている。この遮蔽手段 6 2 は、植栽 6 6、フェンス 6 8 などによって構成されていることから、敷地の外側から外光が射すなど、高齢者が敷地の内側から見て、敷地の外側を見る自由を奪われているといった拘束感を与えることがない。

【 0 0 4 4 】

なお、本例の建家 2 の 2 階もまた、エントランスゾーン A、マネージメントゾーン B、パブリックゾーン C、及び、プライベートゾーン D からなるユニットとされており、1 階とほとんど同じ構成とされている。よって、詳細な説明を省略する。

【 0 0 4 5 】

次に、本例の高齢者介護用建物 1 の作用について説明する。高齢者介護用建物 1 では、高齢者は、基本的に建家 2 のプライベートゾーン D 及びパブリックゾーン C で生活している。そして、職員が目から離れているときなど何らかの理由で、高齢者が、仮に出入口 4 4 を通過してエントランスゾーン A に出て、玄関出入口 4 0 を介してその出入方向 P を見ても、遮蔽手段 6 2 によって外の景色を明確に視認することがない。

【 0 0 4 6 】

また、高齢者介護用建物 1 では、職員が目から離れているときなど何らかの理由で、高齢者が、仮に玄関出入口 4 0 を通過してポーチ 6 3 に出ても、高齢者介護用建物 1 の敷地の外まで行く場合、アプローチゾーン E の通路 6 0 を通過することになる。この通路 6 0 は、玄関出入口 4 0 の出入方向 P に対して直線的に設けられておらず、ある程度進んだところで、遮蔽手段 6 2 によって遮られ途中左右方向に分岐していることから、高齢者は、建家 2 から出て高齢者介護用建物 1 の外まで行く際に、玄関出入口 4 0 の出入方向 P からそのまま直線的に進むことができず左右のどちらかに曲がらなければならなくなる。

【 0 0 4 7 】

さらに、高齢者介護用建物 1 では、職員が目から離れているときなど何らかの理由で、高齢者が建家 2 から出てしまっても、アプローチゾーン E の通路 6 0 の門 6 1 に検知手段が設けられているため、検知手段によって検知され、建家 2 のマネージメントゾーン B の事務室 3 0 で建物の職員に知らされることになる。

【 0 0 4 8 】

アプローチゾーン E から建家 2 に出入する場合、1 階には玄関出入口 4 0 から建物内のエントランスゾーン A へと入ることとなる。そして、マネージメントゾーン B の事務室 3 0 に用事のある場合は、事務室出入口 4 3 から事務室 3 0 に出入する。このように、パブリックゾーン C やプライベートゾーン D に入らなくても、事務室 3 0 に用事のある人等は、建物を利用することができる。

【 0 0 4 9 】

職員及び高齢者は、通常、エントランスゾーン A の出入口 4 4 からパブリックゾーン C へ出入する。この時、玄関 4 1 は事務室 3 0 から視認することができるので、事務室 3 0 にいる職員は、玄関 4 1 を出入りする人が判るので、高齢者が無断で外出したり、建物と関係の無い人が入ってくるのを防止することができる。

【 0 0 5 0 】

また、パブリックゾーン C の居間 2 0 に設置されたテレビ 2 5 は、その画面の向きが、エントランスゾーン A との出入口 4 4 の方向へ向くように設置されており、ソファ 2 4 に腰掛けている高齢者の視線をテレビ 2 5 の方へ誘導することで、高齢者の視線を出入口 4 4 から遠ざけるようにしている。また、台所 2 2 を、出入口 4 4 から離れた位置に設けることで、食堂 2 3 にいる高齢者の視線を台所 2 2 の方へ誘導し、高齢者の視線を出入口 4 4 から遠ざけるようにしている。さらに、食堂 2 3 と出入口 4 4 との間に壁 2 7 を設けており、これによって、食堂 2 3 や居間 2 0 等から視線を変えるだけでは出入口 4 4 が見

10

20

30

40

50

えないようになっている。なお、このパブリックゾーンCには、常時職員が配置されており、高齢者に対して即対応できるようになっている。

【0051】

このように、上記の高齢者介護用建物1によれば、外の景色などを見ることによって高齢者が帰宅願望を引き起こすのを抑制することが可能となる。特に痴呆性高齢者の場合は、帰宅願望により周辺症状を誘発して混乱状態となることを防止できる。また、玄関出入口40を出てから左に曲がってからでないと門61が見えないことから、建家2の内部からは、高齢者が門61での人の出入りを見たりすることができないため、門61での人の出入りを見ることで、その人を自分の親族、知り合いと思い込んでしまい、高齢者が帰宅願望を引き起こすことを防止できる。

【0052】

また、上記の高齢者介護用建物1によれば、高齢者が、職員の目が離れている際に建物2の玄関出入口40から外側へと出てしまっても、遮蔽手段62により通路60が曲がっているので、その曲り角(符号F)で、立ち止まらせたり、速度を落とさせたりすることが可能となり、その間に職員などが追いついて高齢者を保護することができる。

【0053】

特に、上記の高齢者介護用建物1によれば、通路60の周りに花壇65、植栽66、菜園67などが配置されていることから、高齢者が建物2の外に出てしまっても、通路60の周りの花壇65、植栽66、菜園67などに高齢者に注目を集めることが可能となり、そこで高齢者を立ち止まることができ、その間に職員などが高齢者を保護することができる。

【0054】

また、上記の高齢者介護用建物1によれば、上記の効果を奏するアプローチゾーンEを備えたことにより、門61や建物2の玄関出入口40などを常に閉塞して鍵を掛ける必要がなく、それにより高齢者に対して拘束感を与えるのを抑制することができる。

【0055】

また、上記の高齢者介護用建物1によれば、玄関出入口40から門61までの長さを約1.2mとしたことで、建物2の玄関出入口40から出た高齢者が通路60を通過して外に出る時間をかせぐことが可能となり職員が対応して高齢者が高齢者介護用建物1の外に出してしまうことを防ぐことができる。

【0056】

また、上記の高齢者介護用建物1によれば、アプローチゾーンEの門61に検知手段を設けたことにより、職員の知らない間に高齢者が建物2の玄関出入口60から出ても、職員に知らせることができるので、高齢者が職員の知らないうちに高齢者介護用建物1の外に出て行ってしまいうことを確実に防止できる。

【0057】

さらに、上記の建家2は、2階建てとしているので、例えば、1階はグループホーム、2階は特定施設等といったようにすることができ、各階が略同一のユニットで構成されているので、高齢者が、心身の状態の変化に伴って、他のユニットに移っても、周りの環境が同じような環境なので、戸惑ったり不安を覚えたりすることが無く、安心して生活することができる。

【0058】

以上、本発明について好適な実施の形態を挙げて説明したが、本発明は、この実施の形態に限定されるものではなく、以下に示すように、本発明の要旨を逸脱しない範囲において、種々の改良及び設計の変更が可能である。

【0059】

1. 本実施の形態では、本発明をグループホームに適用した場合について説明したが、特定施設、有料老人ホーム、介護福祉施設、軽費老人ホーム、ケアハウス、通所介護、短期入所介護施設、あるいは、将来的に特定施設やグループホームなどになることを前提とした住宅・マンション・アパートなどにも適用してもよい。これらに用いた場合でも、高

10

20

30

40

50

齢者や利用者が安心して利用できるようになっている。

【0060】

2. 本実施の形態では、アプローチゾーンEと建家2との間取りを、図2に示すような間取りをとって示したが、これに限定するものではなく、エントランスゾーンA、マネジメントゾーンB、パブリックゾーンC、及び、プライベートゾーンDを一つのユニットとしてなる建家2と、アプローチゾーンEとの関係が本発明の要件を満たすものであれば、どのような間取りであってもよい。

【0061】

3. 本実施の形態では、建家2を、二つのユニットを上下に積み重ねたものを例示したが、これに限定するものではなく、2ユニット以上積み重ねてもよい。また、複数のユニットを横方向に並べてもよい。さらには、上下及び横方向に組み合わせるようにしてもよい。これらの場合、各ユニット毎に行政上の運営形態を異なるものとしてもよく、それによると、一つの建物において、種々の介護に対応することができ、建家をより利用価値の高い多機能型施設とすることができる。

【0062】

上記1～3の例を示すと、例えば、高齢者介護用建物80は、図3に示すような、グループホームとデイサービスとの両方のサービスを提供できるような構成になっている。これにより、デイサービスを利用する高齢者に対しても上記と同様の効果を奏することができる。この例の高齢者介護用建物80では、パブリックゾーンCが、グループホーム側のパブリックゾーンC1と、デイサービス側のパブリックゾーンC2とで構成されており、通常は、利用する高齢者が両パブリックゾーンC1, C2間を勝手に行き来できないようになっている。なお、図3においては、図2の例と同じ構成のものについては、同一の符号を付してある。また、この例のグループホームは、図示は省略するが、プライベートゾーンDが一階と二階とに分割された形態となっている。

【0063】

4. 本実施の形態では、玄関出入口40から門61までの長さを約12mとしたものを示したが、これに特に限定されるものではなく、10～20mの範囲で適宜選択して設けることができる。なお、通路の長さの範囲を10～20mと定めたのは、通路の長さが10mより短いと通路の距離が短くなって職員の対応が遅れると建物の外側に出てしまったり、高齢者が外まで近いと感じて進んでしまったりする可能性が高まるからである。また、通路の長さが20mより長いと通路の距離が必要以上に長くなり、現実的ではなくなるためである。

【0064】

5. 本実施の形態では、検知手段を通路60の門61に設けたものを示したが、これに特に限定されるものではなく、通路60上の人体を検知可能であれば通路60のどこに設けてもよい。例えば、玄関出入口40付近に検知手段を設ければ、高齢者が建物2の外へ出た早い段階で職員に知らされることになるため、職員がすばやく対応することができる。

【産業上の利用可能性】

【0065】

高齢者に対して種々の介護サービスを提供するための建物に利用できる。

【図面の簡単な説明】

【0066】

【図1】本発明の一実施形態である高齢者介護用建物の構成を示す平面図である。

【図2】高齢者介護用建物のアプローチゾーンと建家の1階との構成を示す平面図である。

【図3】本発明の他の実施形態である高齢者介護用建物の構成を示す平面図である。

【符号の説明】

【0067】

1 高齢者介護用建物

10

20

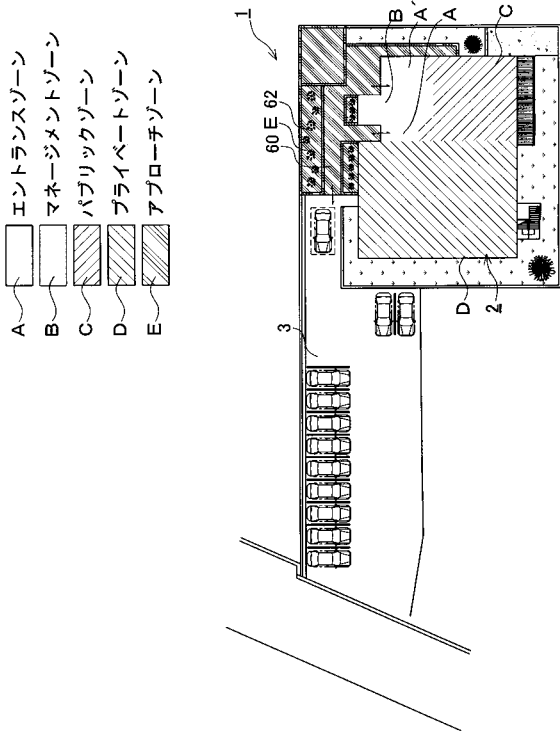
30

40

50

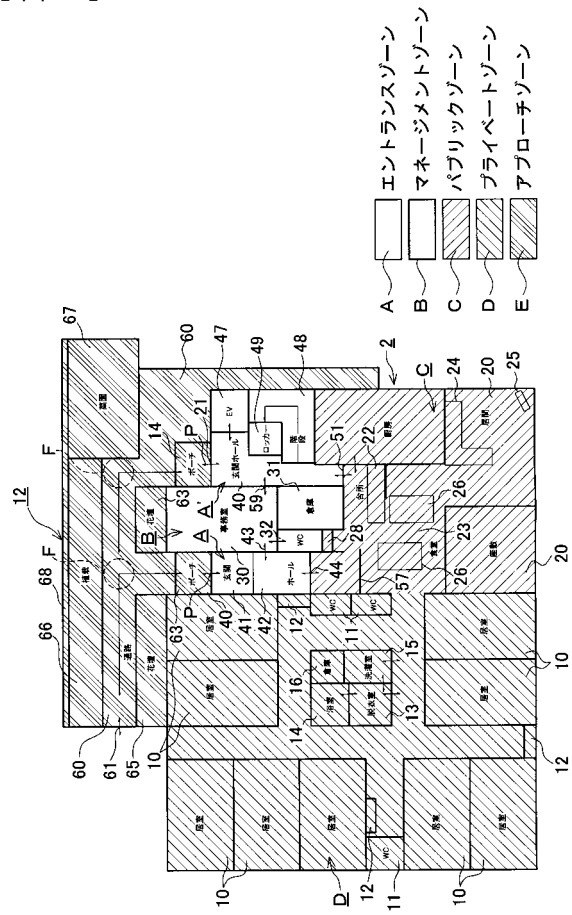
- 6 0 通路
- 6 2 遮蔽手段
- A, A' エントランスゾーン
- B パブリックゾーン
- C パブリックゾーン
- D プライベートゾーン
- E アプローチゾーン

【 図 1 】



- A エントランスゾーン
- B マネージメントゾーン
- C パブリックゾーン
- D プライベートゾーン
- E アプローチゾーン

【 図 2 】



- A エントランスゾーン
- B マネージメントゾーン
- C パブリックゾーン
- D プライベートゾーン
- E アプローチゾーン

【図 3】

